

じゅうたくかいしゅう
住宅改修

住宅改修にかかる保険給付を受けるためには、事前に申請の手続が必要となります。住宅改修を希望される場合には、必ず事前にケアマネジャー・施工業者と、改修内容を確認の上、申請手続をとってください。

住宅の改修費は、2つの支払方法があります。

工事終了後、いったん費用の全額を支払い、後日領収書等を、市役所介護保険課に提出し、自己負担分（1割）を除いた9割を払い戻してもらう方法（償還払い）と費用の自己負担分（1割）だけを事業者を支払い、残りの9割分は、市が直接事業者を支払う方法（受領委任払い）があります。

なお、受領委任払い制度には、要件がありますので、お問い合わせください。

※申請には、住宅改修前・後の写真をはじめ、介護支援専門員などの専門家が作成する住宅改修理由等の書類が必要となります。ご不明な点は、介護保険課へご相談ください。

住宅改修の範囲（限度額20万円）

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・すべりの防止、移動の円滑化等のための床材の変更（浴室床のノンスリップ化、畳・じゅうたんから板床材への変更など）
- ・引き戸などへの扉の取り替え（引き戸等の新設・扉の撤去含む。）
- ・洋式便器などへの便器の取り替え
- ・上記の各工事に付帯して必要な工事（手すり取り付けの為の壁下地の補強、便器取り替えに伴う便所床の改修など）